

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査  
学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査期日

令和3年5月1日（昭和23年度から毎年実施）

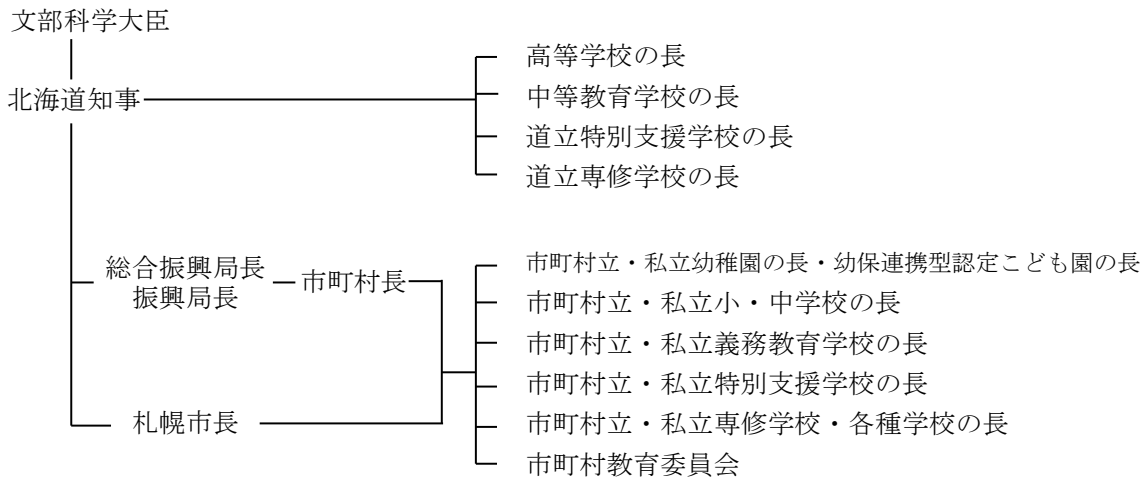
## 4 調査対象

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

## 5 調査事項

- (1) 学校数、学級数、園児数、児童数、生徒数、教職員数
- (2) 卒業者の進学、就職等の状況

## 6 調査系統（北海道所管分）



※国立の学校については、文部科学省が直接調査しています。

## 7 調査方法

学校（園）による自計報告

〈利用上の注意〉

この数値は文部科学省が公表した確定値を引用し、北海道分の集計を行ったものです。  
また、文部科学省が直接調査している国立の学校（大学等の高等教育機関を除く。）の  
数値についても集計に加えています。

なお、各種比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。

『-』 係数が0の場合                      『△』 減少の場合  
『0.0』 係数が単位未満の場合           『ポイント』 %と%の差  
『…』 係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合